

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

第 5 回 廿 日 市 市 議 会 議 案
(第 4 回 定 例 会)

廿 日 市 市

第5回廿日市市議会議案目次

議案第84号	行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の 利用に関する条例	…… 1
議案第85号	廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免 除に関する条例及び廿日市市介護保険条例の一 部を改正する条例	…… 7
議案第86号	廿日市市市民センター条例の一部を改正する条 例	…… 1 1
議案第87号	廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部 を改正する条例	…… 1 5
議案第88号	廿日市市簡易水道事業設置条例の一部を改正す る条例	…… 2 1
議案第89号	廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例	…… 2 5
議案第90号	廿日市市住民基本台帳カードの利用に関する条 例を廃止する条例	…… 2 9
議案第95号	廿日市市総合計画基本構想の策定について	…… 3 3
議案第96号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 3 5
議案第97号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 3 7
議案第98号	区域外設置に係る公の施設の廃止の協議につい て	…… 3 9
議案第99号	財産の取得について	…… 4 1
議案第100号	公の施設の指定管理者の指定について	…… 4 3

議案第 84 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 12 月 1 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人番号の利用等)

第2条 法第9条第2項の条例で定める事務は、別表第1の左欄に掲げる執行機関が行う同表の右欄に掲げる事務、別表第2の左欄に掲げる執行機関が行う同表の中欄に掲げる事務及び市長が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

2 別表第2の左欄に掲げる執行機関は、同表の中欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の右欄に掲げる特定個人情報であって当該執行機関が保有するものを利用することができる。

3 市長は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で、同表の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。

4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則等の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提出が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(委任)

第3条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

執行機関	事 務
1 市長	廿日市市乳幼児医療費支給条例（昭和48年条例第11号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
2 市長	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例（昭和48年条例第35号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの
3 市長	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例（昭和54年条例第26号）による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2（第2条関係）

執行機関	事 務	特定個人情報
1 市長	廿日市市乳幼児医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算出した税額若しくはその算定の基礎となる情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
2 市長	廿日市市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の支給に関する事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 市長	廿日市市ひとり親家庭等医療費支給条例による医療費の支給に関する事	地方税関係情報であって規則で定めるもの

務であって規則で 定めるもの

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことに伴い、個人番号の利用に関し必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 85 号

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 12 月 1 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例及び廿日市市介護保険条例の一部を改正する条例

(廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正)

第1条 廿日市市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(平成22年条例第12号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「及び氏名又は名称」を「、氏名又は名称及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいい、当該書類を提出する者の同項に規定する個人番号に限る。以下この号において同じ。)又は法人番号(同条第15項に規定する法人番号をいう。以下この号において同じ。)(個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称)」に改める。

(廿日市市介護保険条例の一部改正)

第2条 廿日市市介護保険条例(平成12年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。次条第2項第1号において同じ。)」に改める。

第8条第2項第1号中「及び住所」を「、住所及び個人番号」に改める。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が制定されたことに伴い、個人番号又は法人番号を利用することができる事務について必要な事項を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 86 号

廿日市市民センター条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 12 月 1 日

廿日市市長 眞野 勝 弘

廿日市市民センター条例の一部を改正する条例

廿日市市民センター条例（昭和47年条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1の表の表の部分を次のように改める。

区 分	基 本 使 用 料					
	午 前	午 後	夜 間	午前・午後	午後・夜間	1 日
	9時から 12時30分 まで	13時から 17時まで	17時から 21時30分 まで	9時から 17時まで	13時から 21時30分 まで	9時から 21時30分 まで
多目的ホール	2,480円	2,840円	3,190円	5,680円	6,040円	8,880円
大研修室	800円	920円	1,030円	1,840円	1,950円	2,880円
中研修室	480円	550円	620円	1,110円	1,180円	1,730円
小研修室	360円	420円	470円	840円	890円	1,310円
和 室	290円	340円	380円	680円	720円	1,060円
実習室	390円	440円	500円	890円	940円	1,390円
調理室	540円	620円	700円	1,250円	1,330円	1,950円

附 則

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の別表第1の1の表の規定は、この条例の施行の日以後の廿日市市中央市民センターの施設の使用に係る使用料について適用し、同日前の廿日市市中央市民センターの施設の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

廿日市市中央市民センターを建て替えることに伴い、施設の使用料の額を定めるため、この条例案を提出するものである。

議案第 87 号

廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 12 月 1 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の一部を改正する条例

廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例（平成15年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市民が自然とふれあう場を提供し、もって市民」を「吉和地域の豊かな自然に親しむ場を提供し、地域とのふれあいを通じた広域的な交流と地域の活性化、あわせて市民及び来訪者」に改める。

第4条及び第5条を削る。

第6条第1項及び第2項中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第4条とする。

第7条中「指定管理者」を「市長」に改め、同条を第5条とする。

第8条の見出し中「利用料金」を「使用料」に改め、同条第1項中「次条第2項」を「別表」に、「魅惑の里の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」を「使用料」に改め、同条第3項中「利用料金」を「使用料」に、「指定管理者」を「市長」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「指定管理者」を「市長」に、「利用料金」を「使用料」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加え、同条を第6条とする。

2 使用料は、施設等を利用する際に納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第9条を削る。

第10条第1項中「指定管理者」を「市長」に改め、同項第2号中「第7条各号」を「第5条各号」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（利用の予約）

第8条 魅惑の里の施設等を利用しようとする者は、利用の予約をすることができる。

（違約金の徴収）

第9条 前条の規定により利用の予約をした者（以下「予約者」という。）

は、当該予約を取り消し、又は変更しようとするときは、市長に届け出なければならない。

2 市長は、予約者が前項の規定により利用の予約を取り消し、若しくは変更した場合又は同項の規定による届出を怠った場合において、必要があると認めるときは、予約者から違約金を徴収することができる。

3 前項の違約金の額は、別表に定める使用料の額の範囲内で市長が定める。

第11条から第16条までを削り、第17条を第10条とする。

別表第2を削り、別表第1を次のように改める。

別表（第6条関係）

施設	区分		単位	使用料
簡易宿泊施設	宿泊	幼児	1人1泊	1,500円
		小学校児童		2,200円
		その他12歳以上の者		3,500円
	一時利用	1回4時間以内	1室	5,400円
ケビンA	宿泊		1棟	16,500円
	一時利用	1回4時間以内	1棟	8,250円
ケビンB	宿泊		1棟	12,350円
	一時利用	1回4時間以内	1棟	6,200円
研修室	1回4時間以内		1室	7,600円
風呂棟	宿泊者以外	幼児	1人	150円
		小学校児童		350円
		その他12歳以上の者		600円

		入浴回数券	11枚綴り	6,000円
木工陶芸及び 農産加工施設	専用利用	4時間を超えて 利用する場合	1室	6,200円
		4時間以内	1室	4,150円
	個人利用		1人	450円
ギャラリー	専用利用		1日	6,200円
			4時間以内	4,150円
パーベキュー 施設	屋根付き	1回4時間以内	1区画	3,800円
		4時間を超えて1時間まで ごとに	1区画	950円
	野 外	1回4時間以内	1区画	1,650円
		4時間を超えて1時間まで ごとに	1区画	450円
ふれあい ホー ル	9時から17時まで		1時間ま でごとに	3,450円
	17時から22時まで		1時間ま でごとに	5,400円
	ピアノ		1回	5,150円
オートキャン プ場テント サ イ ト	宿 泊		1基	4,150円
	一時利用	1回4時間以内	1基	2,200円
R V パーク	宿 泊		1区画	2,000円

グラウンド・ ゴルフ場	1 ラウンド 4 時間以内 24ホール	1 人	500円
----------------	------------------------	-----	------

備考

- 1 「幼児」とは、3歳以上の者で小学校就学前のものをいう。
- 2 3歳未満の者が簡易宿泊施設の寝具を1人で使用して宿泊する場合は、幼児の使用料を徴収する。
- 3 1人で簡易宿泊施設1室を利用して宿泊する場合の使用料の額は、使用料の額の4割に相当する額を加算した額とする。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 4 ふれあいホールを利用する場合に、音響設備を使用するときは、使用料の額の1割に相当する額を加算し、冷暖房設備を使用するときは、1キロワット時当たり35円を加算する。この場合において、加算後の額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、改正後の廿日市市吉和魅惑の里設置及び管理条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(提案理由)

廿日市市吉和魅惑の里について、市長による管理を実施することに伴い、必要な規定の整理を行うため、この条例案を提出するものである。

議案第 88 号

廿日市市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 12 月 1 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市簡易水道事業設置条例の一部を改正する条例

廿日市市簡易水道事業設置条例（平成15年条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表東部簡易水道の項中「、友田及び広島市佐伯区湯来町」を「及び友田」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(提案理由)

広島市に設置した本市の公の施設を廃止することに伴い、東部簡易水道の給水区域を変更するため、この条例案を提出するものである。

議案第 89 号

廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 12 月 1 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市建築審査会条例の一部を改正する条例

廿日市市建築審査会条例（平成20年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「議事」の次に「、委員の任期」を加える。

第8条を第9条とし、第3条から第7条までを1条ずつ繰り下げ、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合においては、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律において建築基準法の一部が改正されたことに伴い、建築審査会の委員の任期について条例で定めることとされたため、この条例案を提出するものである。

議案第 90 号

廿日市市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例案を次のように提出する。

平成 27 年 12 月 1 日

廿日市市長 眞 野 勝 弘

廿日市市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する 条例

廿日市市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成19年条例第26号）は、廃止する。

附 則

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 この条例による廃止前の廿日市市住民基本台帳カードの利用に関する条例第3条第2項の規定により交付された住民基本台帳カード（以下「住基カード」という。）の利用については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成25年法律第28号）第19条の規定による改正前の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第4第9項の規定により当該住基カードがその効力を失う時又は当該住基カードの交付を受けた者が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第17条第1項の規定により同法第2条第7項に規定する個人番号カードの交付を受ける時のいずれか早い時までの間は、なお従前の例による。

(提案理由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において住民基本台帳法の一部が改正されたことに伴い、住民基本台帳カードの交付が終了するため、この条例案を提出するものである。

議案第 95 号

廿日市市総合計画基本構想の策定について

廿日市市総合計画基本構想を別紙のとおり策定することについて、廿日市市総合計画の策定手続に関する条例（平成26年条例第21号）第4条の規定により、市議会の議決を求める。

平成27年12月1日提出

廿日市市長 眞野勝弘

(提案理由)

市政を総合的かつ計画的に運営するためのまちづくりの指針である総合計画において、まちづくりの基本理念、将来像等を明らかにする基本構想を策定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 96 号

公の施設の指定管理者の指定について

はつかいちアルカディア設置及び管理条例（平成 9 年条例第 1 号）第 12 条の規定により、次のとおりはつかいちアルカディア（アルカディア・ビレッジ）の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 1 日提出

廿日市市長 眞 野 勝 弘

1 公の施設の名称

はつかいちアルカディア（アルカディア・ビレッジ）

2 指定管理者となる団体の名称

広島市中区胡町 5 番 12 号

東洋観光株式会社

代表取締役 今 井 誠 則

3 指定の期間

平成 28 年 4 月 1 日から

平成 31 年 3 月 31 日まで

(提案理由)

はつかいちアルカディア (アルカディア・ビレッジ) の指定管理者の指定期間が、平成28年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第97号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園設置及び管理条例（平成17年条例第54号）第15条の規定により、次のとおり廿日市市宮島包ヶ浦自然公園の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成27年12月1日提出

廿日市市長 眞野勝弘

1 公の施設の名称

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市宮島口二丁目9番43-102号

株式会社 ELEOS

代表取締役 坪井悦子

3 指定の期間

平成28年4月1日から

平成31年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市宮島包ヶ浦自然公園の指定管理者を指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 98 号

区域外設置に係る公の施設の廃止の協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 1 項の規定により、広島市に設置した本市の公の施設を廃止することに関し、広島市と次のとおり協議することについて、市議会の議決を求める。

平成 27 年 12 月 1 日提出

廿日市市長 眞野 勝 弘

- 1 廃止する公の施設
東部簡易水道の一部
- 2 廃止する公の施設の場所
広島市佐伯区湯来町の一部

(提案理由)

広島市に設置した本市の公の施設を廃止することに関し、広島市と協議することについて、市議会の議決を求めるものである。

議案第 99 号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年条例第 6 号）第 3 条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、市議会の追認議決を求める。

平成 27 年 12 月 1 日提出

廿日市市長 眞野 勝弘

1 財産の表示

品 名 平成 27 年度使用小学校教師用教科書・指導書等

数 量 一 式

2 取得価格 32,599,014 円

3 相手方 廿日市市大東 12 番 15 号

株式会社 秦政書店

代表取締役 秦 博 則

4 契約日 平成 27 年 4 月 3 日

(提案理由)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づく議会の議決を得ないまま行った財産の取得について、市議会の追認議決を求めるものである。

議案第100号

公の施設の指定管理者の指定について

廿日市市パークゴルフ場設置及び管理条例（平成19年条例第32号）
第12条の規定により、次のとおり廿日市市パークゴルフ場の指定管理者
を指定することについて、市議会の議決を求める。

平成27年12月1日提出

廿日市市長 眞野勝弘

1 公の施設の名称

廿日市市パークゴルフ場

2 指定管理者となる団体の名称

廿日市市串戸六丁目1番1号

特定非営利活動法人 廿日市市スポーツ協会

会長 古田正貴

3 指定の期間

平成28年4月1日から

平成33年3月31日まで

(提案理由)

廿日市市パークゴルフ場の指定管理者の指定期間が、平成28年3月31日をもって満了することに伴い、当該施設の指定管理者を新たに指定することについて、市議会の議決を求めるものである。

